

由利本荘市プレミアム付応援商品券事業 実施要綱

由利本荘市商工会

1 目的

由利本荘市内の商店等で使用できるプレミアム付きの商品券を発行することで、地域内の消費購買力を高め、新型コロナウイルスで影響を受けた商店等の売上及び利益増加の一助となることを目的とする。

2 名称

由利本荘市プレミアム付応援商品券

3 実施主体

由利本荘市商工会

4 事業内容

総額 1 億 2,000 万円分の商品券を発行（うちプレミアム分は 20%、2,000 万円）

5 事業スケジュール

(1) 加盟店募集

令和 2 年 6 月 1 日(水)～令和 2 年 7 月 31 日(金)

(2) 商品券販売期間

令和 2 年 6 月 23 日(火)～令和 2 年 7 月 31 日(金)

※発行総額に到達した時点で販売終了とする。

(3) 商品券使用期間

令和 2 年 6 月 23 日(火)～令和 2 年 9 月 30 日(水)

(4) 加盟店換金受付期間

令和 2 年 7 月 10 日(金)～令和 2 年 10 月 15 日(木)

※加盟店からの換金請求(商品券回収)に基づき、指定口座へ送金する。送金日は毎月 15 日並びに 30 日の 2 回(土日祝日の場合は翌営業日)とする。

※換金手数料は無料とする。

6 販売窓口

未定

7 販売方法並びに購入限度額

(1) 額面 1,000 円の商品券 12 枚(1 セット 12,000 円分)を 1 万円で販売する。

(2) 1 人当たり 30,000 円(3 セット)を購入の上限とする。

8 加盟店への登録資格

原則として由利本荘市内の全事業所とし、登録料は無料とする。

ただし、大規模小売店舗立地法にもとづく店舗面積が 1,000 m²を超える店舗を除く。

9 その他

上記に記載の無い事項については、由利本荘市と協議を経て、商工会長が別に定める。

由利本荘市プレミアム付応援商品券 取扱加盟店募集要項

由利本荘市商工会

1 目的

由利本荘市内の商店等で使用できるプレミアム付きの商品券を発行することで、地域内の消費購買力を高め、新型コロナウイルスで影響を受けた商店等の売上及び利益増加の一助となることを目的とする。

2 募集受付期間

令和2年6月1日(水)～令和2年7月31日(金)

※周知方法については、由利本荘市商工会ホームページにて行う。また、必要に応じて、広報への折込等を行う場合がある。

3 募集受付場所

由利本荘市商工会 本所及び各支所

※「由利本荘市プレミアム付き応援商品券加盟店登録申請書」にて申請を行う。

※登録料は無料とする。

4 商品券の販売期間

令和2年6月23日(火)～令和2年7月31日(金)

※発行総額に到達した時点で販売終了とする。

5 商品券の使用期間

令和2年6月23日(火)～令和2年9月30日(水)

6 商品券の使用制限

商品券は、次に掲げる物品及び役務の提供を受けるために使用することはできない。

- (1) 不動産及び金融商品
- (2) たばこ
- (3) 商品券、プリペイドカード等換金性の高いもの
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
- (5) 国税、地方税、使用料等の公租公課

7 商品券の換金

- (1) 換金手数料は無料とする。
- (2) 加盟店からの換金請求(商品券回収)に基づき、指定口座へ送金する。
- (3) 送金日は毎月15日並びに30日の2回(土日祝日の場合は翌営業日)とし、最終換金日を令和2年10月15日(木)とする(換金窓口は現在未定)。

8 加盟店の責務

- (1) 加盟店は、商工会が無償配布(1組)する加盟店章並びにのぼりを掲示する。
- (2) 特定取引において、商品券の受け取りを拒んではならないこと。
- (3) 商品券の交換、譲渡及び売買を行ってはならないこと。
- (4) 商品券の利用時の釣銭は出さないようにすること。
- (5) 偽造商品券について十分に留意して取り扱うこと。

9 その他

上記に記載の無い事項については、商工会長が別に定める。